官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（農林水産五三〇～五三四）　一
○保安林の指定を解除する件
（同五三五～五四〇）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通二七二～二七五）　三
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
（同二七六～二七八）　四
○水先人に免許を与えた件（同二七九）　五
○道路に関する件
（東北地方整備局三九～四四）　六
○道路に関する件
（中国地方整備局三六、三七）　六
○道路に関する件
（四国地方整備局三〇）　六
〔国会事項〕
内閣　会計検査院　六
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
法務　一〇
公証人任免（法務省）　一〇
労働　一〇
船員の特定最低賃金の決定に係る交通政策審議会の意見に関する公示
（国土交通省最低賃金公示三）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁　一〇
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等　一〇
独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係　一〇
会社その他　一〇

その他告示

○農林水産省告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町岡ノ内字谷ノ瀬四七七、二三八七、二四一五の一、二四一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字谷ノ瀬四七七・二三八七・二四一五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町岡ノ内字入畑四〇九、四一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入畑四〇九・四一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市和田字向山谷一五七四のイ、字向山三九八三の七、三九八三の四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山谷一五七四のイ・字向山三九八三の七・三九八三の四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町地蔵寺字鎌久保四五二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鎌久保四五二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町八田字白瀧二七二五の四四、字観音山二七三二の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字観音山二七三二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字中久保七四六〇の五、七四六〇の六
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷字中久保七四六〇の三（国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第五百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字小石原字内浦一六七五の七・一六七五の八・字アラコ一七六四の六（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町棚下字込山四一七の七・四一七の九・四一八の三（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字北城字原ノ巾一五八六一の五・字原ノ浦巾手一五八六二の一・一五八六二の四・一五八六三の一（以上四筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年四月三日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県松本市安曇一九三八の四一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一九三八の四〇（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
畑向沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
宮城県岩沼市北長谷
字舘下
一番三
一〇番一
一〇番一
地先水路敷
一二番一
一三番三
一三番二
十六号及び二十一号から二十三号まで
十七号から二十号まで及び二十四号
二十七号及び二十八号
二十九号から三十七号まで
二十五号
二十六号及び五十号から五十二号まで
四十号から四十六号まで
四十七号から四十九号まで
五十三号
五十四号から五十六号まで
五十七号から六十六号まで
六十七号から六十九号まで
七十号から七十二号まで
七十三号から七十五号まで
七十六号から八十二号まで
三十八号及び三十九号
字古閑山
三一番二
二九番一
三七番二
地先水路敷
三七番二
三八番
三七番一
三七番三
三五番一
地先道路敷
三一番
三三番一
二六番
二三番一
地先道路敷
二三番一
字袖林
一六番一

○国土交通省告示第二百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
紀の川左支渓三九
二　砂防法第二条の土地の表示
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字兄井字張尾、字狭間谷及び字フトヲの区域内の土地のうち、次の一点から四十三点までを順次結んだ線及び一点と四十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点　北緯三四度一七分一〇秒八四一九　東経一三五度三〇分一一秒四七三二
二点　北緯三四度一七分一一秒五九八五　東経一三五度三〇分一一秒七四〇六

三点
北緯三四度一七分一一秒八三九七
東経一三五度三〇分一一秒九九七二
四点
北緯三四度一七分一一秒八九〇一
東経一三五度三〇分一二秒五九三六
五点
北緯三四度一七分一一秒八五八七
東経一三五度三〇分一三秒一九四三
六点
北緯三四度一七分一二秒〇一九〇
東経一三五度三〇分一四秒一三五〇
七点
北緯三四度一七分一二秒五〇六八
東経一三五度三〇分一五秒一七九一
八点
北緯三四度一七分一二秒八四六六
東経一三五度三〇分一六秒四二三五
九点
北緯三四度一七分一二秒九六二三
東経一三五度三〇分一六秒七二七六
十点
北緯三四度一七分一二秒六六六七
東経一三五度三〇分一七秒一八五〇
十一点
北緯三四度一七分一一秒九〇七五
東経一三五度三〇分一六秒八九八九
十二点
北緯三四度一七分一一秒六五〇〇
東経一三五度三〇分一六秒三七〇三
十三点
北緯三四度一七分一一秒五〇三三
東経一三五度三〇分一五秒八四〇四
十四点
北緯三四度一七分〇九秒〇六三五
東経一三五度三〇分一五秒七二四〇
十五点
北緯三四度一七分〇八秒九一七五
東経一三五度三〇分一五秒五七五八
十六点
北緯三四度一七分〇八秒五一三四
東経一三五度三〇分一五秒七六一〇
十七点
北緯三四度一七分〇八秒三九三〇
東経一三五度三〇分一五秒三七八五
十八点
北緯三四度一七分〇八秒一二八四
東経一三五度三〇分一五秒三七四五
十九点
北緯三四度一七分〇八秒〇六一二
東経一三五度三〇分一五秒三八四三
二十点
北緯三四度一七分〇七秒四八三六
東経一三五度三〇分一四秒八二四三
二十一点
北緯三四度一七分〇六秒七九六一
東経一三五度三〇分一五秒三〇三六
二十二点
北緯三四度一七分〇六秒四三六九
東経一三五度三〇分一五秒三九三五
二十三点
北緯三四度一七分〇六秒一九三三
東経一三五度三〇分一四秒六六八八
二十四点
北緯三四度一七分〇五秒〇四七
東経一三五度三〇分一四秒四一四八

二十五点
北緯三四度一七分〇五秒〇二九三
東経一三五度三〇分一四秒二一一七
二十六点
北緯三四度一七分〇五秒七八五七
東経一三五度三〇分一三秒七三六二
二十七点
北緯三四度一七分〇五秒八一四五
東経一三五度三〇分一三秒三三一一
二十八点
北緯三四度一七分〇五秒三一六七
東経一三五度三〇分一三秒〇七三一
二十九点
北緯三四度一七分〇五秒一四二〇
東経一三五度三〇分一二秒八六四三
三十点
北緯三四度一七分〇五秒〇七〇七
東経一三五度三〇分一二秒五四四五
三十一点
北緯三四度一七分〇三秒八三一二
東経一三五度三〇分一一秒九七〇五
三十二点
北緯三四度一七分〇三秒八三五六
東経一三五度三〇分一一秒八〇一三
三十三点
北緯三四度一七分〇四秒八五八八
東経一三五度三〇分一一秒一三八六
三十四点
北緯三四度一七分〇五秒二一四六
東経一三五度三〇分一〇秒二五〇九
三十五点
北緯三四度一七分〇五秒八八九九
東経一三五度三〇分〇九秒八八九七
三十六点
北緯三四度一七分〇五秒三八四二
東経一三五度三〇分〇九秒七六一二
三十七点
北緯三四度一七分〇六秒五五九三
東経一三五度三〇分〇九秒七九八〇
三十八点
北緯三四度一七分〇六秒九〇五五
東経一三五度三〇分一〇秒三八三四
三十九点
北緯三四度一七分一〇秒五〇二二
東経一三五度三〇分〇九秒六八三六
四十点
北緯三四度一七分一〇秒八〇四七
東経一三五度三〇分〇九秒六七〇四
四十一点
北緯三四度一七分一〇秒九四三八
東経一三五度三〇分〇九秒九八三一
四十二点
北緯三四度一七分一〇秒八〇六八
東経一三五度三〇分一〇秒四五五八
四十三点
北緯三四度一七分一一秒〇六八九
東経一三五度三〇分一〇秒九三一四

○国土交通省告示第二百七十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野萱

二　砂防法第二条の土地の表示

島根県飯石郡飯南町野萱の区域内の土地のうち、次の一点から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第四百二十一号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）

一点　北緯三五度〇二分一七秒五三三六
東経一三二度四四分五九秒五七七七
二点　北緯三五度〇二分一八秒六一一七
東経一三二度四四分五〇秒四八五六
三点　北緯三五度〇二分二二秒八四六七
東経一三二度四四分五〇秒三八七七四
四点　北緯三五度〇二分二六秒四五三五
東経一三二度四四分五〇秒一九九三
五点　北緯三五度〇二分二六秒六三五〇
東経一三二度四四分五〇秒〇七〇三
六点　北緯三五度〇二分二一秒八五二六
東経一三二度四四分五〇秒七二六一
七点　北緯三五度〇二分一八秒二一九七
東経一三二度四四分五〇秒二〇九九
八点　北緯三五度〇二分一七秒三六四四
東経一三二度四四分五〇秒六六九三
九点　北緯三五度〇二分一七秒一九四〇
東経一三二度四四分五九秒八三〇七

○国土交通省告示第二百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上代支川一

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字足谷　二六六九番
二六七六番及び二六七七番
字芦谷　二六八三番
二六八五番二及び二六八五番三
二六八六番及び二六八七番
二六八八番一及び二六八八番二
二六八九番から二六九四番まで
二六九五番二から二六九五番四まで
二六九六番及び二六九七番
二六九八番から二七〇二番まで
二七〇三番から二七〇九番まで
二七一〇番一及び二七一〇番二
二七一一番から二七二〇番まで
二七二一番一から二七二一番三まで
二七二二番から二七二四番まで
二七二五番から二七二七番まで
二七二九番及び二七三〇番
二七七六番から二七七八番まで
二七八〇番から二七八二番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡伯耆町福岡
字足谷　一号
二六七〇番　二号
二六七四番　三号及び六号
字芦谷　四号
二六八四番　五号
二六八五番三　七号
二六八六番一　八号
二六九四番　九号及び十号
二六九五番一　十一号
二七八五番　十二号及び十三号
二七三一番　十四号及び十五号
二七三六番一　十六号
二七三四番

○国土交通省告示第二百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白倉沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市上三依
字白倉山　七八六番　一号から七号まで
七六二番四　八号から十号まで、十三号及び十四号
七八七番　五十九号

字尾頭山国有林
一〇八林班い小班　十一号、十二号及び十五号から二十八号まで
一〇八林班ろ小班　二十九号から五十八号まで

○国土交通省告示第二百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芹沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十号を昭和六十二年建設省告示第千三百二十二号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線及び平成十四年国土交通省告示第百六十五号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢
字次郎岳国有林
一三二林班ち[3]小班　一号から四号まで及び十一号から十四号まで
一三二林班ち[4]小班　五号及び六号
一三二林班り小班　七号
一三二林班る小班　八号から十号まで
一三二林班よ小班　二十七号
一三二林班か小班　二十八号から三十二号まで、三十九号、四十号及び四十五号
一三二林班た小班　三十三号から三十八号まで
一三二林班れ小班　四十一号及び四十二号
一三〇林班う[1]小班　四十六号及び四十七号
一三〇林班な小班　四十八号から五十二号まで
一三〇林班や[1]小班　五十三号から六十四号まで
一三〇林班つ[1]小班　六十五号、六十六号及び七十二号から八十五号まで
一三〇林班ね[4]小班　八十六号から九十号まで
字小豆沢
四二八番一　十五号から二十六号まで
四八三番　四十三号及び四十四号
四八二番　六十七号から七十一号まで

○国土交通省告示第二百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大事沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十六年国土交通省告示第七百六十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線、平成五年建設省告示第二千三百二十七号で指定した同号三に掲げる土地の境界線及び昭和三十一年建設省告示第三百五十五号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市野門
字富士見山国有林
五一林班ろ[1]小班　一号から六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱七号と二十一号を平成十六年国土交通省告示第七百六十二号で指定した同号四に掲げる土地の境界線、平成五年建設省告示第二千三百二十七号で指定した同号三に掲げる土地の境界線及び昭和三十一年建設省告示第三百五十五号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市川俣
字鬼怒沼国有林
五〇林班わ[2]小班　七号から二十一号まで

○国土交通省告示第二百七十九号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四五九号	池田　匡孝	東京都	令和七年三月十八日	東京湾水先区

○東北地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市古川駅前大通二丁目一五六番から同市古川駅前大通二丁目一四三番まで	前	一四・〇〇～二一・七九メートル	〇・〇八〇〇キロメートル
	後	一四・〇〇～二九・六二メートル	〇・〇八〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八号	大崎市古川駅前大通二丁目一五六番から同市古川駅前大通二丁目一四三番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月三日

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
石巻市わかば一丁目六番二から同市わかば二丁目一番一まで	前	一七・三五～三一・〇〇メートル	〇・〇八〇〇キロメートル
	後	一七・三五～三一・二二メートル	〇・〇八〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間
四十五号	石巻市わかば一丁目六番二から同市わかば二丁目一番一まで

供用開始の期日　令和七年四月三日

○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
天童市大字川原子字笹ノ下三一六二番六から同市大字山口字梨木前一四二二番一まで	前	一一・四〇～二九・三九メートル
	後	一三・〇六～二九・三九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
天童市大字山口字荒宿五一三七番一から同市大字野本字旦原一六五一番一まで	前	一〇・二五～二三・六三メートル
	後	一一・七七～二三・六三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○中国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　中国地方整備局長　林　正道

路線名	供用開始の区間
二号	周南市大字戸田字南椿峠一〇八九七番一から同市大字戸田字南椿峠三九九〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　令和七年四月三日

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　中国地方整備局長　林　正道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町口六八三番一まで	前	A・B・C　八・五〇～一三八・四〇メートル D　四七・一二七キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A・B・C　八・五〇～一三八・四〇　四七・一二七 D　九・四〇～三〇二・〇〇　四三・六八二	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○四国地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号及び三百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
愛媛県南宇和郡愛南町柏二〇五四番から宇和島市津島町岩松甲二二四五番一まで	前	A・B・C　九・〇五～九九・三六メートル D・E・F・G・H・I・J・K　一五・〇〇五キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J及びKは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K　九・〇五～九九・三六　一五・〇〇五	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

国会事項

衆議院

承認を求めるの件送付通知書受領

四月一日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

議案通知書受領

四月一日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

答弁書受領

四月一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一提出日朝交渉記録が「存在しない」経緯に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員島田洋一提出中国の半導体研究機関とわが国研究機関との提携に関する質問に対する答弁書

辞令

衆議院参事に任命する

色川　寿喜

庶務部電気施設課長を命ずる（四月一日）

参議院

議事日程　第十一号

令和七年四月一日（火曜日）

午後四時　本会議

第一　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

議決通知

四月一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

答弁書受領

四月一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか提出診療報酬の付増請求等及び保険医療機関の支援に関する質問に対する答弁書（第六七号）

報告書提出

四月一日委員長から次の報告書を提出した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）審査報告書

承認を求めるの件送付及び通知

四月一日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

裁判官弾劾裁判所

裁判長就任

四月一日、松山政司の裁判長退任に伴い、次の裁判員が裁判長に就任した。

船田　元

人事異動

内閣

検査官

原田　祐平

会計検査院長を命ずる

播本　慶子

日本銀行監事に任命する

侍医

大庭　成喜

侍医長に任命する

侍医長

井上　暁

願に依り本官を免ずる

尾﨑　ゆう

文部科学大臣秘書官に任命する

森　淳子

梶山　太郎　鈴木　和典

菅家　忠行　田中　健司

崇島　誠二

大黒　淳子　梶浦　義嗣

目代　真理

大塚　博喜　伊藤　康博

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）

長井　秀典

杉山　愼治　大善　文男

簡易裁判所判事に任命する（各通）

毛利　友哉

（東京地方裁判所判事）判事

宮川　広臣

（同）同　長　博文

（同）同　岩﨑　佳美

（同）同　鈴木　悠

（同）同　中嶋　邦人

（同）同　行川雄一郎

（同）同　吉田　真紀

（さいたま家庭裁判所判事兼さいたま地方裁判所判事）同　髙橋　玄

（静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事）同　川﨑　慎介

（新潟家庭裁判所判事兼新潟地方裁判所判事）同　武見敬太郎

（大阪地方裁判所判事）同　黒田　香

（同）同　寺田　幸平

（神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）同　簔川　雄一

（名古屋地方裁判所判事）同　五十部　隆

（同）同　村瀬　恵

（同）同　小野　啓介

森　のぞみ

（福井地方裁判所判事兼福井家庭裁判所判事）同　千葉　康一

（富山地方裁判所判事兼富山家庭裁判所判事）同　古庄　順

（福岡高等裁判所判事）同　小林　裕敬

（福岡地方裁判所判事兼福岡家庭裁判所判事）同　鈴木　拓磨

（同）同　中山　知

（福岡家庭裁判所判事兼福岡地方裁判所判事）同　中山　周子

（宮崎地方裁判所判事兼宮崎家庭裁判所判事）同　舘　英子

（仙台地方裁判所判事兼仙台家庭裁判所判事）同　熊谷　浩明

（福島地方裁判所判事兼福島家庭裁判所判事）同　岩田　真吾

（旭川家庭裁判所判事兼旭川地方裁判所判事）同　大川　恭平

（高松高等裁判所判事）同　児玉　禎治

（同）同　金　洪周

（高知家庭裁判所判事兼高知地方裁判所判事）同　清水紀一朗

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）

加藤　正佳

淺野さなゑ　石堂　一仁

（大阪高等検察庁検事）検事

金地　香枝

（最高検察庁検事）同

松本　真

（東京高等検察庁検事）同

鈴木　和孝

（同）同　国分　貴之

（同）同　島根　里織

（同）同　水倉　義貴

（東京地方検察庁検事）同

長谷川秀治

（同）同　渡辺　諭

（福岡地方検察庁検事）同　岩田　淳之

（東京地方検察庁検事）同　野村　昌也

（同）同　植月　良典

武富　一晃

（同）同　日浅さやか

（同）同　松川　春佳

（大阪地方検察庁検事）同　加藤　弾

（東京地方検察庁検事）同　鈴木まなみ

（同）同　西山　芳樹

（大阪地方検察庁検事）同　増田　慧

（同）同　金築　昌子

（東京地方検察庁検事）同　中山　登

（同）同　宮﨑　文康

（名古屋地方検察庁検事）同　安田　裕子

（東京地方検察庁検事）同　粟津　侑

（名古屋地方検察庁検事）同　小川　結加

（大阪地方検察庁検事）同　金友有理子

（福岡地方検察庁検事）同　栗阪　美穂

（大阪地方検察庁検事）同　今野　藍

（東京地方検察庁検事）同　馬場　義博

（同）同　原　彰一

（同）同　臼倉　尭史

（同）同　金﨑　哲平

（同）同　河原　崇人

（同）同　黒木　美帆

（同）同　水谷　遥香

（同）同　小坂真理子

（同）同　川北　功

（同）同　新谷　真梨

判事兼簡易裁判所判事に任命する（各通）

（東京地方検察庁検事）検事　下山　雄司

（同）同　戸部　友希

（同）同　新居　拓馬

（同）同　尾嶋　翔一

（高松地方検察庁検事）同　川野　裕矢

（東京地方検察庁検事）同　瀧澤　惟子

（広島地方検察庁検事）同　野上　恵里

（東京地方検察庁検事）同　森　香太

（同）同　浅川　浩輝

（同）同　池邉　大喜

（東京地方検察庁検事）検事　小野寺俊樹

（同）同　田中　稔哉

（同）同　光武　敬志

（同）同　燒尾　圭太

（東京地方裁判所）裁判所事務官　秋田　彩夏

（名古屋地方裁判所）同　宇根　忠明
（東京地方裁判所）同　吉永　大介
（同）同　渡邉　聖人
（同）同　落合　沙紀
（大阪地方裁判所）同　白石　大樹
（東京地方裁判所）同　成田　昌平
（同）同　林　拓也
（福岡地方裁判所）同　山口　大輔

判事補兼簡易裁判所判事に任命する（各通）（以上四月一日）

会計検査院

会計検査院長秘書官　室井　崇
会計検査院事務官（事務総長官房総務課渉外広報室長）に採用する　清水　雅典
（事務総長官房総務課渉外広報室長）会計検査院事務官　清水　雅典
辞職を承認する（以上三月二十八日）
（事務総長官房総務課渉外広報室長）　清水　雅典
会計検査院長秘書官に任命する（三月二十九日）
（第四局長）会計検査院事務官　遠藤　厚志
（事務総長官房総務課企画官（第一局担当））同　太田　永子
辞職を承認する（各通）
（会計検査院事務総長）　篠原　栄作
定年退職
（第五局デジタル検査課統括調査官）会計検査院事務官　木内　健二
任期の満了により令和七年三月三十一日限り退職した（以上三月三十一日）
（会計検査院事務総局次長）　宮川　尚博
会計検査院事務総長に配置換する
（第五局長）会計検査院事務官　片桐　聡
会計検査院事務総局次長に昇任させる
（事務総長官房総括審議官）同　岩城　利明
第二局長に配置換する
（事務総長官房審議官（第三局担当））同　佐藤　稔久
第三局長に昇任させる
（第三局長）同　中川　浩
第四局長に配置換する
（第二局長）同　長岡　尚志
第五局長に配置換する
（事務総長官房審議官（第二局担当））同　鷹箸　博史
事務総長官房総括審議官に昇任させる
（事務総長官房審議官（第四局担当））同　柳瀬　太郎
事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官に配置換する
公文書監理官に併任する
（事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）同　栗島　正彦
事務総長官房審議官に配置換する
第一局担当を命ずる
公文書監理官の併任を解除する
（事務総長官房審議官）同　長森浩一郎
第一局担当を免ずる
第二局担当を命ずる
（第五局特別検査課長）同　鈴木　慶太
事務総長官房審議官に昇任させる
第三局担当を命ずる
（第四局農林水産検査第一課長）　長井　剛彦
同　事務総長官房審議官に昇任させる
第四局担当を命ずる
（事務総長官房総務課長）同　富澤　秀充
事務総長官房審議官に昇任させる
第四局担当を命ずる
（第三局国土交通検査第一課長）　小池　昌明
同　事務総長官房総務課長に配置換する
（第三局環境検査課長）同　川邉　桂太
事務総長官房調査課長に配置換する
（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長）国土交通技官　竹村　光司
会計検査院技官兼事務官（事務総長官房技術参事官）に転任させる
（事務総長官房技術参事官）会計検査院技官兼事務官　伊藤　誠恭
国土交通省に出向させる
（第一局租税検査第二課専門調査官）会計検査院事務官　竹須　学
第一局租税検査第二課長に昇任させる
（第五局上席調査官（融資機関担当））同　佐々木壮勇
第二局厚生労働検査第二課長に配置換する
（第五局デジタル検査課長）同　牛木　克也
第三局国土交通検査第一課長に配置換する
（第三局上席調査官（道路担当））同　倉澤　正和
第三局環境検査課長に配置換する
（第三局上席調査官（道路担当））付専門調査官）同　香川　智彦
第三局上席調査官（道路担当）に昇任させる
（事務総長官房調査課長）同　檜崎　義憲
第四局文部科学検査第一課長に配置換する
（第四局文部科学検査第一課長）　島崎　栄治
同　第四局農林水産検査第一課長に配置換する
（第二局厚生労働検査第二課長）　石川　彰
同　第五局デジタル検査課長に配置換する
（第一局財務検査第一課決算監理室長）同　尾﨑　貴美
第五局上席調査官（融資機関担当）に昇任させる
（第一局租税検査第二課長）同　花立　敦
第五局特別検査課長に配置換する
（事務総長官房総務課総括副長）　岡田　修和
同　事務総長官房総務課企画官に昇任させる
第一局担当を命ずる
（第三局国土交通検査第三課総括副長）同　高橋　大介
事務総長官房総務課企画官に昇任させる
第二局担当を命ずる
（事務総長官房法規課総括副長）　以呂免隆之
同　事務総長官房調査課研究企画官に昇任させる
（事務総長官房調査課研究企画官）　牛島　大輔
事務総長官房上席企画調査官付検査支援室長に配置換する
（第一局司法検査課専門調査官）　疋田　恭子
同　第一局財務検査第一課決算監理室長に配置換する
（国土交通省北海道開発局監査官）国土交通事務官　林　和成
会計検査院事務官（第一局司法検査課専門調査官）に転任させる
（第一局租税検査第一課総括副長）会計検査院事務官　鶴田　守仁
第一局租税検査第二課専門調査官に昇任させる
（事務総長官房総務課企画官（第二局担当））同　伊藤　太郎
第二局防衛検査第一課原価検査室長に配置換する
（北海道監査委員事務局定期監査室長）　池永　達彦
会計検査院事務官（第三局国土交通検査第一課国土交通統括検査室長）に採用する
（第五局経済産業検査第一課統括調査官）会計検査院事務官　米森　博茂
第三局国土交通検査第五課専門調査官に配置換する
（第三局国土交通検査第五課専門調査官）同　小坂　鉄二
第三局上席調査官（道路担当）付専門調査官に配置換する
会計検査院事務官（第五局デジタル検査課統括調査官）に採用する　小谷　宏
（事務総長官房上席企画調査官付検査支援室長）会計検査院事務官　山本　剛資
第五局経済産業検査第一課統括調査官に配置換する
（事務総長官房審議官（第四局担当））同　白川　哲也
（事務総長官房能力開発官付研修調査官）同　小山　茂夫
（第二局防衛検査第一課原価検査室長）同　浜出　和博
（第三局国土交通検査第一課国土交通統括検査室長）同　﨑山　和稔

国家公務員法第八十一条の二第一項本文の規定による降任（各通）

杉山　治樹　福重さと子　堀江　正之

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に任命する（各通）（以上四月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（三重大学名誉教授）　由井　敏郎

従四位に叙する　佐久間義典　高山　芳雄　外村　昭　山崎　格

従五位に叙する（各通）　伊藤　雄治　齊藤　正明　天神山　博　吉田　周平　若松　義明

正六位に叙する（各通）

天野　光次　　岡本　祐
坂野　正雄　　佐藤勝三郎
神保　光男　　高島　美秋
中村　秀敏　　橋本　充広
（三重県警視）
檜原　太郎
（廿日市市議会議員）
府川　和也
従六位に叙する（各通）
大瀧　源
正七位に叙する（各通）
菊川　健一　　北里　誠二
従七位に叙する（各通）（以上二月二十四日）
（筑波大学名誉教授）
従四位に叙する
河合秀二郎
佐藤　壽一
従五位に叙する（各通）
清宮　誠
日高　隆矩
正六位に叙する（各通）
浅利　清美　　足立　貢
石川　信明　　稲冨　稜次
柴田　政勝　　竹内　文司
諸井　哲二　　山崎　正志
従六位に叙する（各通）
櫛引　信利
中尾　和廣
正七位に叙する（各通）
菅原　幸徳
従七位に叙する（各通）（以上二月二十五日）
（岩手大学名誉教授）
高橋　壯
正四位に叙する
（東京大学名誉教授）
上村　澄雄
従四位に叙する
吉田　正義
正五位に叙する（各通）
杉田　光　　中村　彦藏
（長崎県議会議員）
従五位に叙する（各通）
砂川　功　　一ノ瀬秀明
田代　守人　　田中　喜作
樋本　董　　宮脇　健
正六位に叙する（各通）
相場　利美　　有村　久雄
今鶴　昭久　　柿田　利義
河井　孝之　　菊田　芳雄
竹中　克夫　　松本　幸悦
従六位に叙する（各通）

木村　司
如澤　寛
田中　靜喜
花田　一真
廣瀬　俊和
廣畑裕一郎
横野　善彦
古後　里至
高橋　厚夫
片岡　暁夫
佐竹　省三
中島　正司
有川　環
木本　康
土屋　眞
吉岡　繁
小山清之恵
並川　勝幸
山野　武二
鷲津　正夫
高橋　壯
五十嵐秀雄
輕尾　助夫
佐藤　作松
山崎　勝司

井出　喜伸　　鹿志村登美男
千葉　健一　　横濱　辰夫
正七位に叙する（各通）（以上二月二十六日）
澁谷勤治郎
正五位に叙する
清家　傳子
従六位に叙する（以上二月二十七日）
池田　司朗
従五位に叙する（二月二十八日）
中井　正博
正五位に叙する（三月二日）
○叙勲
（廿日市市議会議員）
高島　美秋
廣畑裕一郎
旭日双光章を授ける（各通）
高岡　亮一　　谷崎　修
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
清宮　誠
旭日双光章を授ける
三輪　和昭
旭日単光章を授ける（以上二月二十五日）
（長崎県議会議員）
吉村　洋
旭日小綬章を授ける
高桑　英一　　塚原　孝雄
旭日単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
永福　喜作
旭日双光章を授ける（三月一日）
由井　敏郎
（三重大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける
大瀧　源
高山　芳雄
神保　光男
中村　秀敏
花田　一真
（三重県警視）
瑞宝双光章を授ける（各通）
鵜飼　愼一　　菅野　昭吉
木村　司　　古後　里至
檜原　太郎　　橋本　充広
松元　力
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十四日）
（筑波大学名誉教授）
片岡　暁夫
瑞宝中綬章を授ける
稲冨　稜次　　菅原　幸徳
中島　正司　　水木　繁美
瑞宝双光章を授ける（各通）
浅利　清美　　池添　菊見
清宮　頼三　　中尾　和廣
山野　武二　　木本　康
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十五日）

（岩手大学名誉教授）
高橋　壯
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月二十六日）
（東京大学名誉教授）
鷲津　正夫
瑞宝中綬章を授ける（各通）
相場　利美　　平柳　全
瑞宝小綬章を授ける
吉田　正義
瑞宝小綬章を授ける（各通）
一ノ瀬秀明　　上村　澄雄
佐藤　作松　　杉田　光
瑞宝双光章を授ける（各通）

田中　萬木　　廣瀬　泰雄
瑞宝双光章を授ける（以上二月二十七日）
清家　傳子
瑞宝小綬章を授ける（三月二日）
中井　正博

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域

区域

久留米市諏訪野町字堂女木一九七二番四から同市諏訪野町字堂女木一九七五番二まで
福岡県八女郡広川町大字新代字馬頭一三八九番一七八から同町大字新代字西ノ谷一三三二番二八まで
福岡県八女郡広川町大字新代字西ノ谷一三三〇番一から同町大字新代字長渕一四二八番二五まで
八女市吉田字尻ノ坪七七二番四から同市吉田字小牟田々七八八番一まで
古賀市舞の里四丁目二番八地内

(四) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

備考

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日

令和七年四月四日

(七) 図面縦覧場所

九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月三日　　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域　臼杵市野津町大字野津市字ホカソノ二六五六番一から同市野津町大字野津市字垣外二八六四番
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十五号
(三) 占用を制限する区域　武雄市武雄町大字武雄字高名畑一八〇〇番一から同市山内町大字犬走字三反田五七五三番二
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十五号
(三) 占用を制限する区域　佐世保市早苗町六九六番一から同市早苗町五一七番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百八号
(三) 占用を制限する区域　柳川市大和町豊原字観音小路六一七番一から同市大和町豊原字前田五六一番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年四月三日　九州地方整備局長　森田　康夫

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百十号
(三) 占用を制限する区域　うきは市吉井町生葉字高畑一〇〇一番二から同市吉井町新治字女塚八二二番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月四日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

法　　務

公証人任免

名古屋法務局所属公証人内田計一は願により公証人を免ぜられた。

上杉英司は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人内田計一の後任を命ぜられた。（以上三月十一日）（法務省）

労　　働

船員の特定最低賃金の決定に係る交通政策審議会の意見に関する公示

国土交通省最低賃金公示第３号

交通政策審議会から漁業（大型いか釣り）最低賃金（平成19年国土交通省最低賃金公示第３号）を、中型いか釣り漁業を含む業種へ拡大して、漁業（いか釣り）最低賃金の額を決定することについて答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に国土交通省海事局船員政策課「郵便番号100―8918東京都千代田区霞が関二丁目１番３号」あて提出されたい。

令和７年４月３日

国土交通大臣　中野　洋昌

交通政策審議会の意見（要旨）

漁業（いか釣り）最低賃金については、以下のとおりとすることが適当である。

１　適用する地域　全国

２　適用する使用者　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶であって、いか釣り漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第17号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

３　適用する船員　前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第５項に掲げる１人歩船員に達しないとみなされる船員は、除くものとする。

４　適用する期間　いか釣り漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

５　第３項の船員に係る最低賃金額

月額　１人歩船員　213,300円（月払いとする）

この場合において、１人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、１人歩、１人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位１単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

６　最低賃金に算入しない賃金

⑴　通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当

⑵　通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など

⑶　予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など

⑷　１か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金

⑸　通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

沖縄県沖縄市海邦町３番26**拓南製鐵株式会社**の工場財団に沖縄県沖縄市海邦町３番26拓南製鐵株式会社新中城工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年４月３日　那覇地方法務局沖縄支局

有権者申出方

元当局所属公証人内田計一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年４月３日　名古屋法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年４月３日

中国地方整備局長　林　　正道

１　処分をした年月日　令和７年３月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中四国クボタ　江草　　徹　岡山県岡山市東区宍甘275　国土交通大臣許可（般―２）第27759号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年３月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

更生手続開始

令和７年（ミ）第１号

名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
代表者代表取締役　青木　良成

1　決定年月日時　令和７年３月21日午後５時
2　主文　愛知電熱株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　青木　良成
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和７年５月21日
6　更生債権等の一般調査期間　令和７年７月29日から令和７年８月４日まで
7　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和７年８月14日
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和７年８月21日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第４項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき公表する。

令和７年４月３日

独立行政法人国立印刷局
理事長　大津　俊哉

秋田　能行
足立　寛子
井出　正晴

独立行政法人国立印刷局理事に任命する（各通）
（令和７年４月１日）

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年九月十八日
掲載頁　一一八頁（号外第二一七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年九月十八日
掲載頁　一二〇頁（号外第二一七号）

令和七年四月三日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目三番一六号
（甲）ＥＤＧＥＭＡＴＲＩＸ株式会社
代表取締役　太田　洋
東京都渋谷区代官山町八番七号
（乙）ＥＤＧＥファシリティーズ株式会社
代表取締役　太田　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙は確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月三日
静岡市清水区由比北田一一四番地の一
（甲）株式会社いなば債権管理
代表取締役　稲葉　敦央
静岡市清水区由比北田一一四番地の一
（乙）株式会社ＴＰ
代表取締役　稲葉　敦央

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/e-koukoku/9m4pK8YGBA6301/BA6301.html
（乙）https://www.kintetsu-g-hd.co.jp/e-koukoku/4uBK5YgsHA6402/HA6402.html

令和七年四月三日
山口県周南市松保町七番九号
（甲）防長観光バス株式会社
代表取締役　寺戸　健二
山口県周南市有楽町二三番地
（乙）株式会社防長トラベル
代表取締役　東田　成民

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日
千葉県千葉市中央区弁天一―一五―三、Ｂ一合同会社ＴｅＣｅ　Ｓｔａｔｉｏｎ
代表社員　外谷　賢吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日
東京都台東区池之端一丁目一番一号
ＩＴ製作所合同会社
代表社員　西村　勇太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日
神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一三番三号岡本ビル四Ｆ
Ｍｅｔａｌａｎｄ　Ｔｏｋｙｏ合同会社
代表社員　久保　智史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

横浜市青葉区あざみ野南三丁目一四番地二九

合同会社ＨＲＴメディカルサービス

代表社員　廣田　玲子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

愛知県安城市三河安城本町二丁目一三番地一

ＡＢ開発合同会社

代表社員　沓名　一樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

京都府向日市寺戸町中野二番地の六四

合同会社Ｇｏｚｅｎ

代表社員　松井　亮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百四十万五千円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月二日

掲載頁　六十六頁（号外第一五九号）

令和七年四月三日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社ビースタイルスマートキャリア

代表取締役　中島　健治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百十万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月三日

東京都江戸川区南篠崎町四丁目二七番二五号

有限会社江南トラベル

取締役　荒井　幹夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八〇〇〇万円減少し三六二万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.hrz.co.jp

令和七年四月三日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー一八階

Ｈｏｒｉｚｏｎ株式会社

代表取締役　ニイエンツォ・ツァイ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　十八頁

令和七年四月三日

福井県小浜市西勢第二六号一二番地の一

株式会社ドーマン

代表取締役　山田　良和

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年四月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三日

東京都中央区東日本橋三丁目八番一号建石ビル三階

株式会社かえで

代表取締役　岩崎　裕昭

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月十九日を基準日と定め、同日十五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年四月三十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年四月三日

大阪市天王寺区堂ヶ芝一―三―二〇

株式会社東製作所

代表取締役　平井　将文

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月三日

愛知県知多市八幡字西前田七五番地の二

知多工業株式会社

代表取締役　森田　敏一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である滑川康男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月三日

東京都江戸川区清新町一―一―六―二二〇三

株式会社ジェイワイプロジェクト

日本における代表者　滑川　康男

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和七年三月三十一日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和七年四月三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

６００１ＴＵ０１０１２３０５２４時価発行新株予約権限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年三月一日確定給付企業年金法第八十四条第一項の規定により終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月三日

愛知県名古屋市昭和区鶴舞四丁目一六番二七号　医療法人交正会確定給付企業年金

清算人　山内　智雄

取消公告

令和七年四月一日（号外第七十四号）掲載のゴールドマン・サックス証券株式会社に係る第二十期決算公告は取消します（印刷誤り）。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
（令和七年三月二十八日（号外第六十八号）本号で公布された法令のあらまし欄中（印刷誤り）				
一二	五	五二	この政令は、	この政令は、
（令和六年十一月二十九日（号外第二百七十七号）公布内閣府・農林水産省令第九号（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令）（原稿誤り）				
一二三	三	終りから六行	〃	第三条
〃	四	終りから六行	〃	第四条
（令和七年三月十二日（号外第四十九号）農林水産省告示第三百九十六号（令和六年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第十九条第一項第一号の区域を告示する件）（原稿誤り）				
一九	上	終りから九行	山口市	岩国市